

大分市公告第149号

大分市「夜の食」パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領について
大分市「夜の食」パンフレット作成業務委託公募型プロポーザルを次の要領において実施する。
令和6年4月15日

大分市長 足立 信也

大分市「夜の食」パンフレット作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

1. 業務名称

大分市「夜の食」パンフレット作成業務委託

2. 業務目的

本市には「関あじ・関さば」をはじめ、豊かな自然に育まれた新鮮で上質な海産物や農産物が豊富に揃っている。さらに県下の様々な食材が集まっており、県内各地の郷土料理も楽しむことができる。このように食は本市の観光における大きな強みであるが、この「食」を、本市の宿泊客の多くを占める個人旅行者により気軽に満喫していただくため、1人でも楽しめる「夜の食」に特化したパンフレットを制作することで、「食」を通じた観光消費拡大を図る。

3. 業務内容

別紙「大分市「夜の食」パンフレット等作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の遂行にあたって、上記の目的を達成するためには、創造性や独創性等が求められることから、公募型プロポーザル方式により企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定する。

5. 業務委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 履行期間

契約締結日～令和6年9月30日

7. 留意事項

企画提案書等に記載されている事項は、原則として契約時の仕様書の基となるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

第2 プロポーザル

1. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「応募者」という。）は、参加申込書の提出日において次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、種目コード38：「サービス業」について入札参加資格の認定を受けており、市内に事業所もしくは営業所等がある者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 企画提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものと除く。）でないこと。

2. 質問書の受付および回答

(1) 質問

- ① 質問書提出期限：公告日から令和6年4月22日（月）17時15分まで
- ② 質問方法：質問書（様式第1号）により、電子メールにて受け付ける。

電子メール：kanko2@city.oita.oita.jp

※送信時、件名に「プロポーザル質問」を付けること。

※送信後に、大分市観光課まで送信した旨の電話をすること。

※質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(2) 回答

- ① 回答日：令和6年4月24日（水）
- ② 回答方法：質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

3. 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 会社の概要がわかる書類（任意様式・パンフレット可）

(2) 提出期限

令和6年5月2日（木） 17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出は「14. 担当部局」と同じ

(6) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全提出者に書面により通知する。

併せて、応募者の資格を満たす者に対して、提案書等の提出を依頼する。

4. 企画提案書一式の提出（任意様式）

(1) 企画提案書一式の種類（※下記の①～④を合わせたものを企画提案書一式とする。）

- ① 企画提案書
- ② パンフレット見本（表紙と内部の一部を実際に印刷し、製本あるいは折りにしたもの）
- ③ 見積書及び見積明細書
- ④ 業務工程表

(2) 企画提案書に記載する内容について

① 実施方針

② 業務内容に関する提案

- ・仕様書の業務内容項目ごとに、評価基準書を参考に、具体的な提案を行うこと。
- ・実際のパンフレット記載する内容をページ数に盛り込んだ割付表を作成すること。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述し、記載内容は必要最低限に留めること。

③ 実施体制

責任者（プロフィール、活動実績等を記載）、担当者、要員など

④ 同種業務の実績について

発注者名、契約年度、受託業務名、具体的な業務内容、履行期間、契約金額等

(4) 留意事項

企画提案書は任意様式とし仕様書の業務内容を踏まえ、評価基準を参考に、具体的な提案を行うこと。また、用紙はA4版、文字サイズ10.5ポイント以上とする。資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用は可。

(5) 企画提案書一式の提出期限等について

① 提出期限

令和6年5月29日（水） 17時15分まで（必着）

② 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

③ 提出部数

正本1部 副本12部（正本1部以外はコピー可とする。）

※確認しやすい場合は、カラーで作成すること。

（6）提出先

「14. 担当部局」と同じ

5. プレゼンテーション・ヒアリング

（1）日時 令和6年6月5日（水）13時30分～17時00分（予定）

（2）場所 大分市役所 議会棟 第5委員会室

評価項目	評価基準		配点
1. 実施方針（10点）	理解度	業務の目的、内容について十分理解した上で提案を行っているか。	10点
2. 業務内容に関する提案（75点）	実用性	実現性・具体性があり、仕様書の内容を満たしているか。	15点
	デザイン	当該パンフレットのテーマが正確に伝わるデザイン及びタイトルになっているか。年代問わず手に取ってもらえる魅力的なデザインとなっているか。	20点
	構成・レイアウト	必要な情報が過不足なく掲載され、年代問わず見やすい構成・レイアウトになっているか。	20点
	独自提案	仕様書に定める手法以外にも、目的実現に向けてより高い効果が見込まれる手法が提案されているなど、積極的な企画提案となっているか。	20点
3. 実施体制（10点）	業務実施体制	知識と経験を有する責任者、技術者が配置されており、業務遂行にあたり業務量に見合った体制となっているか。	3点
	実施スケジュール	実現可能で適切な計画となっているか。	5点
	業務実績	過去、類似の業務を実施した業務実績があるか。	2点
4. 委託価格（見積価格）に関する提案（5点）	委託価格（見積価格）		5点

- ① 出席者 3名以内とする。
- ② 実施時間 30分以内とする。
(提案書説明15分 質疑応答10分程度、機器等の設置・撤去時間5分)
- ③ 設営 プロジェクター・パソコン等を使用する場合は、事前連絡の上、応募者で準備すること。
- ④ その他 順番は提案書の受付順とする。

6. 選考

(1) 選考方法

提出された企画提案書等一式及びヒアリングの実施により、選定委員会において、評価基準に基づき最高点を得た者を選定する。最高得点者が複数いる場合には、その中の見積価格の一番低い者を契約候補者に選定する。

(2) 審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合
- ③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥ 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ その他、選定委員会が不適当と認めるとき

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全応募者へ書面により通知する。併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

7. 契約内容の調整

契約候補者と市との協議により、業務内容などについて調整を行い、仕様を確定させる。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

8. 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上で、随意契約により委託契約を締結するものとする。

9. 契約の一部再委託

業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

10. 個人情報保護

大分市個人条例保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

11. 守秘義務

業務委託を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12. 受託者選定までのスケジュール

	項目	期間等
1	公募開始	令和6年4月15日（月）
2	質問書の提出期限	令和6年4月22日（月） 17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和6年4月24日（水）
4	参加申込書等の提出期限	令和6年5月 2日（木） 17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和6年5月16日（木）
6	企画提案書等の提出期限	令和6年5月29日（水） 17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和6年6月 5日（水）
8	選定結果の通知・公表	令和6年6月中旬
9	契約内容の調整・締結	令和6年6月下旬

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に関する著作権は、これを提出した提案者に帰属する。
- (3) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提案者が1事業者であってもプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (5) 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- (6) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

14. 担当部局

大分市商工労働観光部 観光課 (担当:首藤)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎8階

TEL: 097-537-7043 FAX: 097-537-5670

E-mail: kanko2@city.oita.oita.jp